

番 号 : 160578

国 名 : 東ティモール

担当部署 : 農村開発部 農業・農村開発グループ 第一チーム

件 名 : 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト(コメ流通販売調査)

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : コメ流通販売調査
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2016年9月下旬から2016年11月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.35M/M、現地 1.00M/M、合計 1.35M/M
- (3) 業務日数 :      準備期間      現地業務期間      整理期間  
                         4日                              30日                              3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 8月31日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送  
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)  
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報  
>調達ガイドライン、様式>業務実施契約(単独型)(2014年4月以降契約)>  
業務実施契約(単独型)簡易プロポーザルの電子提出について)

([http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/20150618.html](http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/20150618.html)) をご覧ください。  
なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持  
参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知 : 提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2016年9月13日(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等
    - ①業務実施の基本方針 16点
    - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
  - (2) 業務従事予定者の経験能力等
    - ①類似業務の経験 40点
    - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
    - ③語学力 16点
    - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務：	農産物流通販売に係る各種調査
対象国／類似地域：	東ティモール／全世界
語学の種類：	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

東ティモールにおいて、農業は非石油輸出額の約 80%を占め、就業人口の約 65%が従事する重要な基幹産業である（State Budget 2016, Budget Overview Book 1）。現在は、石油や天然ガス等の資源収入が GDP の約 80%を占める一方、これらの天然資源は早ければ 2021 年頃には枯渇する可能性があるとしており、資源産業に過度に依存する東ティモールにおいては、農業を基盤とした産業の育成を進めていくことが重要な課題である。

こうした中、東ティモール政府は、2030 年までの国づくりの基本となる「戦略的開発計画（Strategic Development Plan 2011-2030：SDP、2011 年）を策定し、農業セクターを重点開発分野の一つと位置付けている。同計画では、開発目標として営農技術の向上や食料生産の増加、主食であるコメの自給率向上等を掲げ、2020 年までの食料自給達成を目標としている。しかしながら、2013 年におけるコメの自給率は約 35%であり、国内のコメ消費量の約 65%を輸入米が占めている。輸入米の流入量は年々増加を続けており、食料自給率向上に向けたコメの生産増加が急務となっている。

しかし、コメ増産を目指す上で、コメ生産農家の営農意欲低下が大きな課題となっている。コメ生産による現金収入が極めて少ないことから、農家は営農技術の改善に積極的な意義を見出せず、粗放的栽培が改善されない現状にある。更に、既存農家の耕作放棄や若年層の都市流出も進行しており、国内のコメの作付面積は 2008 年（46,000ha）をピークにその後減少を続けている。

コメ生産による現金収入の低迷の原因として、①投入資材（優良種子、肥料等）や栽培技術の不足、②灌漑施設の不適切な管理による取水不足、③国産米市場販売流通網の未整備、④政府による国産米買い取り制度の未整備が挙げられている。係る状況がコメの生産性低下／低迷、国産米の流通停滞をまねき、コメ生産による農家所得低迷の原因となっている。東ティモールの食料自給向上のためには、コメの生産・加工・流通・販売のプロセスを一貫して機能させ、コメ生産を通じた農民の適切な収入を実現することにより、農家のコメ生産に対する意欲を向上させていくことが必要である。

上記に鑑み、JICA は東ティモール政府と技術協力プロジェクト「国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト」（以下、「本プロジェクト」という。）の実施を 2016 年 5 月に合意した。本プロジェクトでは、農業水産省関係各局（農業園芸普及局、灌漑水利用管理局、農業通商局）及び商工環境省各局（国家流通センター、調達・倉庫備蓄局）（以下、「C/P 機関」という。）を対象に、①選定地域コメ生産農家の営農技術の改善、②灌漑施設維持管理能力の強化、③国産米流通・販売モデルの構築、④政府による国産米買い取り／配布システムの改善に取り組むことで、東ティモールにおける国産米生産を強化し、もって農家世帯所得の向上を図る計画であり、コメのバリューチェーン全体の改善が必要となる。

本プロジェクトは、2016年9月中旬より2021年9月中旬まで5年間の実施を予定しており、2016年9月中旬より「チーフアドバイザー」、「農産物流通・販売」及び「業務調整」の3名の長期専門家、同年10月中旬より「コメ営農状況調査」の短期専門家を派遣予定である。プロジェクトの開始に伴いベースライン調査を行うこととしており、その調査の一環として、東ティモールにおけるコメの流通販売状況について情報収集・分析するための調査を行うことを目的として、本専門家を派遣する。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、現地へ派遣予定のプロジェクトチームと協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。本業務従事者は、積極的にプロジェクト専門家と情報交換を行い、調査方法・収集情報・調査の進捗情報を随時共有する。また、現地調査には必要に応じてプロジェクト専門家が同行する。なお、本ベースライン調査は、プロジェクト終了後のエンドライン調査も想定の上、調査手法・調査項目を設定し、調査報告書内に記すものとする。

具体的担当事項は以下の通りとする。

### (1) 国内準備期間（2016年9月下旬）

- ① 東ティモール民主共和国農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクトファイナルレポート、詳細計画策定調査結果及び他ドナーによる農村開発に係る援助状況資料を収集・整理・分析し、プロジェクトの背景・現状を把握すると共に、東ティモールの農業・農村開発セクターの概観を把握する。
- ② JICA農村開発部職員及びプロジェクトチームとの連絡調整に基づき、現地派遣期間における業務方針・方法などについて記述したワーク・プラン（案）（和文・英文）を作成し、JICA農村開発部に提出・説明し、合意を得る。
- ③ プロジェクトチームと協議の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、必要に応じて、東ティモール側関係機関（C/P機関等）に対する質問票（案）（英文）を作成する。
- ④ JICA農村開発部、東ティモール事務所、及びプロジェクトチームとの調整会議、協議に参加する。

### (2) 現地派遣期間（2016年10月中旬～11月上旬）

- ① ワーク・プラン（和文・英文）をJICA東ティモール事務所、農業水産省、商工環境省、プロジェクト専門家に提出・説明の上、現地派遣期間中の業務工程、業務方針について詳細を打ち合わせる。
- ② JICA本部、東ティモール事務所、プロジェクトチームとの打ち合わせに参加する。
- ③ 東ティモール側関係機関との協議及び現地調査を行う。本業務では、ディリ県、バウカウ県、ボボナロ県の東ティモール北岸部3県を中心に調査を行うが、東ティモール政府より追加プロジェクト対象地域として要請を受けている南岸部の灌漑地区についても、プロジェクト対象地域としての妥当性の検証に必要な情報の要件を提案し、当該情報の収集、及び現地調査を行う。
- ④ プロジェクト対象地域であるディリ県、バウカウ県、ボボナロ県において、担当分野に係る情報収集・調査を実施する。具体的には以下のとおり。

- ア) 国産米に係る市場・流通・商取引、及び農業水産省が保有するアグリカルチャーセンターに関する法令／規定についての情報収集を行う。
  - イ) 商工環境省国家流通センターが管理する国産米登録業者／登録組合リスト、登録業者の選定基準についての情報収集を行う。
  - ウ) 商工環境省協同組合局の機能や役割、予算について情報収集・整理し、組織構成を図示化する。また、協同組合局が定める協同組合組織設立に係る法令／規約についての情報収集を行う。
  - エ) 地方農業局普及員やコメ生産農家、民間流通販売業者（コメ販売協同組合を含む）に対してヒアリング及び現地調査を実施し、対象地域のコメ流通販売の状況に係る情報収集を行う。特に、貨幣による経済活動に現れない物々交換やコメを通貨とした伝統的な経済活動状況についても調査を行う。
  - オ) エ) の情報を踏まえ、コメの流通～販売／譲渡～消費に係るフローを整理し、流通／販売量、販売価格及び流通／販売時期の情報を含めて、各地域におけるフローを図表化する。
  - カ) プロジェクト対象地域において、収穫後の粳の乾燥や保存、精米、パッキング作業を行う作業主体、時期、方法、機材の保有／利用状況等について情報収集し、整理する。また、粳の乾燥や保存、精米、パッキング作業を請け負う公的／民間組織の運営状況、公的／民間組織が有する乾燥機や精米機等の機種や仕様（他ドナーが供与した機材も含む）についても調査を行う。
  - キ) プロジェクト対象地域にて活動するコメの買い付け業者が担う業務、買い付け時期・タイミング（曜日・時間帯等）、支払金額や方法等について情報収集、整理する。同時に、コメ買い付け業者からコメ生産者に対する要望、コメ生産農家から買い付け業者に対する要望についても聞き取りを行う。
  - ク) バウカウ県及びボボナロ県（地方部）を拠点とする民間流通業者へ聞き取りを行い、地方一都市間及び地方部域内にて民間流通業者が担う請負業務、契約、配送金額、集荷、復路における空荷の処理状況等について情報収集を行う。
  - ケ) ディリ県（都市部）を拠点とする民間流通業者へ聞き取りを行い、地方一都市間及び都市部域内にて民間流通業者が担う請負業務、契約、配送金額、復路における空荷の処理状況等についての情報収集を行う。
  - コ) プロジェクト対象地域のローカルマーケット、及びディリ市内における小売・量販店での国産米、及び輸入米の販売状況について情報収集を行う。また、マーケット、小売店及び量販店に対してコメの販売を委託する際の卸値、納期、最低納品数、支払方法等についても調査を行う。
  - サ) 東ティモールにおけるコメの商品加工状況及びコメの高付加価値化へ向けた取り組み事例について調査し、プロジェクトチームと共有する。
- ⑤ 現地業務結果報告書（英文）を作成し、プロジェクトチーム、JICA東ティモール事務所、C/P機関に対して説明・確認を行う。
- (3) 帰国後整理期間（2016年11月中旬）
- ① 専門家業務完了報告書（和文）を作成し、JICA農村開発部に対して説明・確認を行う。

## 8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（3）専門家業務完了報告書とする。

- （1） ワーク・プラン（和文3部：監督職員、プロジェクトチーム、JICA東ティモール事務所；英文5部：監督職員、プロジェクトチーム、JICA東ティモール事務所、C/P機関）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

- （2） 現地業務結果報告書（英文5部：監督職員、プロジェクトチーム、JICA東ティモール事務所、C/P機関）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況

- （3） 専門家業務完了報告書（和文3部：監督職員、プロジェクトチーム、JICA東ティモール事務所）

記載項目は以下のとおり。

- ① 業務の具体的内容
- ② 業務の達成状況
- ③ 業務実施上遭遇した課題とその対処
- ④ プロジェクト実施上での残された課題
- ⑤ コンタクトリスト（聞き取り調査を実施した関係機関、生産農家、加工精米業者、流通業者、販売業者等の連絡先を含む）
- ⑥ その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照願います。留意点は以下のとおり。

<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

- （1） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。（見積を要計上）。渡航経路は、日本ーシンガポールーディリ（東ティモール）を標準とします。ディリから先、東ティモール国内の移動については、プロジェクトチームによる手配を予定します。

## 10. 特記事項

- （1） 業務日程／執務環境

### ① 現地業務日程

現地派遣期間は2016年10月10日～11月8日を予定しています。但し、現地受け入れ態勢及びフライトの都合上、1週間程度遅れる可能性があります。なお、同時期に派遣予定の「コメ営農状況調査」短期専門家と同期間での派遣を予定しています。

## ②現地での業務体制

本業務に係るプロジェクトチーム構成は、以下のとおりです。（本業務の現地作業期間に派遣予定の専門家のみ記載）

- ア) チーフアドバイザー（長期派遣専門家）
- イ) 農産物流通・販売（長期派遣専門家）
- ウ) 業務調整員（長期派遣専門家）
- エ) コメ営農状況調査（短期派遣専門家）

## ③便宜供与内容

JICA東ティモール事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ア) 空港送迎  
あり
- イ) 宿泊手配  
あり
- ウ) 車両借上げ  
必要な移動に係る車両の提供
- エ) 通訳備上  
現地において、必要に応じて通訳（英語⇄テトゥン語）を備上予定。
- オ) 現地日程のアレンジ  
プロジェクトチームが必要に応じてアレンジ予定（現地の状況により、一部コンサルタントがアレンジする可能性あり）。
- カ) 執務スペースの提供  
プロジェクトオフィスにおける執務スペース提供

## （2）参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料が、JICA図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・「東ティモール民主共和国 農業マスタープラン・灌漑開発計画策定プロジェクト ファイナルレポート」  
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000026145.html>)
- ② 本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム（TEL:03-5226-8452）にて配布します。
  - ・「東ティモール民主共和国 国産米の生産強化による農家世帯所得向上プロジェクト詳細計画策定調査報告書」

## （3）その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA東ティモール事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体

制をプロポーザルに記載してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

以 上